

記者会見要旨

日 時：2019年11月20日（水）午後2時30分～午後3時30分
場 所：太陽生命日本橋ビル8階 第6会議室
出席者：鈴木会長、森本副会長、岳野副会長・専務理事

冒頭、森本副会長から、理事会及び自主規制会議の状況について、岳野副会長・専務理事から、証券戦略会議等の状況について、それぞれ説明が行われた後、大要、次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

中間決算が終わり、証券各社それなりに厳しい状況であったが、所感を伺いたい。

（鈴木会長）

ご指摘のとおり、4～9月の決算を見ると、一部を除き、前年と比べ減益あるいは赤字となっている。これは、米中貿易摩擦を背景にマーケットが不透明な中で、個人投資家が株式や投資信託を中心に取引を手控えたこと、またこの超低金利下において、債券もなかなか販売できなかったことによるものである。

以前から申し上げているが、証券会社においては年々収益が低くなっており、収益構造が明らかに変わっている中、他業種企業の参入も多くなっている。証券会社を取り巻く環境がますます厳しくなる中、従来のビジネスモデルから新たなビジネスモデルも含めて、転換が求められていると思う。

地方の証券会社においても、厳しい環境下にあるわけだが、私は対面証券というビジネスモデルそのものが衰退してしまうとは全く思っていない。地域あるいは顧客に密着していくビジネスというのは、今後も商品を提案しながら確実に生きていく道はあると強く思っている。ただ、各証券会社は顧客の高齢化等に直面しているわけである。その中で新しい顧客、これから投資家として育ってくる若い層を開拓するためには、これまでも申し上げているように、つみたて NISA を含めた地道な行動によって若者に成功体験を持ってもらうことが重要なのではないかと考えている。本協会としてもそういった面で、

できることがあれば支援して参りたい。

(記者)

アメリカのインターネット証券大手のチャールズ・シュワブが株式の売買手数料を無料にすると発表し、SBI証券も3か年計画で手数料の完全無料化を目指すとの方針を示した。手数料無料化の動きに対する所感と、国内でどのような動きが出るのかについて、会長の見解を伺いたい。

(鈴木会長)

国内でも既に無料化しているところもあるが、ご指摘のように、アメリカでは無料化の流れが着実に進んでおり、このような流れが日本においても今後も続く可能性はあるだろう。ただ、無料化といっても、証券会社は利益を上げる必要があるため、何かで無料化の部分を補わなければいけない。例えば、手数料以外の部分で、信用取引の金利ひとつとっても、アメリカでは7%、8%と、収益性が高い。一方、日本の場合は1%、2%も取っているところはあまりない。そのような意味では、日本とアメリカでは環境が異なるため、同じようにコストを賄えるのかといった話があると思う。

ただ、先ほど申し上げたとおり、国内の証券会社の委託手数料に依存したビジネスモデルには限界があるので、このような流れの中で新たなビジネスモデルあるいはやり方を見つけていくことが重要である。証券会社が、様々な異業種等を含めて提携しているというのは、そうした動きの一環だろうと認識している。

(記者)

総合取引所への移行に伴う定款と自主規制規則等の改正があるが、まず、定款の改正について、資料1の4ページ目に「総務委員会は、分科会を置くことができる。」という改正がある。これは今回の商品先物取引業者の参加とどのような関係があるのかを教えてください。

もう1つは、自主規制規則等の改正について、資料3の3ページ目に商品関連市場デリバティブ取引取次等に関する特例があり、「当分の間、当該類する規定による読み替えができるものとする。」とある

が、この「当分の間」というのはおよそどれ位の期間を指しているのか。

また、4 ページ目に、「特例商先外務員資格を新設する。」とあるが、この資格は既存の証券外務員資格とどのような違いが出てくるのか、教えていただきたい。

(森本副会長)

まず、定款について、総務委員会の部分の改正は総合取引所とは全く関係ない。総務委員会の下には、現在、財務分科会のみが設置できる規定となっているが、他の分科会も置ける方が良いということで改正を行っている。

それから、「当分の間」というのは、現時点で特定の期間を念頭に置いているわけではなく、必要な期間ということである。

また、特例商先外務員資格についてであるが、今は商品先物取引法上の商品先物取引の営業のみ可能だが、総合取引所への移行に伴い、その一部が来年7月に移管される。この特例の資格は現在の商先業者の外務員を対象に考えているわけであるが、その人は本来、本協会的一种外務員資格の試験を受験しなければならず、これには株式や債券など全てが含まれ、そこまでの内容を直ちに求めるのはあれなので、商品先物取引業協会の試験を受験し、その資格を持っている人は金商法の部分は研修で補えば、特例商先外務員の資格を得られるという整理にしている。

(記者)

「あれ」というのは「酷なので」という意味で理解して良いか。

(森本副会長)

来年7月までに、その資格を取得しろといっても現実的に実行困難であろうということである。

(記者)

本日、金融庁の金融審議会で、東証の新しい指数の方針について意向を示しているようだが、協会からも何か新しい指数に対してリクエスト等があるのか教えていただきたい。

(鈴木会長)

この件について、以前から申し上げているとおり、TOPIXに代わる新しいものを作るのは良いと思うが、各マーケットを前提とした商品が出ているので、いきなり TOPIX をなくすという大変なことになってしまう。TOPIX から外れることにより株価が下がれば、投資家が損をすることになる。とにかくそのようなものに投資した人が損失を被らないようにしてほしいということは、以前から申し上げているところである。我々としては投資家保護の観点を念頭に置いて取り組んでいただきたいと思っている。

個人的には、市場第一部から落ちる銘柄があるというのはどうかと思う。同じ一部は一部でも、その中にプレミアムな 200 社とか 250 社とか 300 社というのは良いと思うが、既に 4 つある市場を 3 つにということなので、色々な工夫は必要だろう。いずれにしてもマーケットに大きな影響のないようにしていただきたいという考えである。

(記者)

一部の PTS、SBI ジャパンネクストにおいてだが、個人投資家による注文に対し、HFT が先回りして利益を上げていたという報道について、注文が一定時間表示されるという PTS の仕組みにより、そのようなことが行われていたという指摘があるが、会長の見解を伺いたい。

(鈴木会長)

本件について我々も事実関係を把握しているわけではないので、仮の話であるが、HFT を行っている業者により、個人の顧客が一方的に不利益を被る仕組みになっているということであれば、大変なことである。もしそのようなことになっているのであれば、システムについて再考いただきたいと思う。もともと、こういう業者は、1 秒間に 1 万回の売買を行うこともあるようであり、こういったレイテンシーのサヤ取りというか、アービトラージ(裁定取引)をやるわけである。システムに少しでも齟齬があると、やはりそこを特に狙ってくるものであり、その意味では、日本は今の時点でとても狙い易いのか

もしれない。アメリカでは、こういった HFT 業者の数は 2009 年がピークであり、その後は、コストの割に利益が上がらないということで、減少しつつあると認識している。システム含めて隙間があれば、裁定取引が起こると、先に買って、買い注文が来たらそれに向かって売るといような激しい取引は起こり得るだろうから、それについては、やはり個人の投資家が不利益を被らないようにしていただきたいという考えである。

(記者)

先ほど説明のあった証券会社のビジネスモデルの件について、昨今ネット証券が IFA と連携して、例えば、預り資産残高に応じた割合の手数料を得る、いわゆるフィー型を選択肢として設けている証券会社がある一方で、後ろ向きな証券会社もあり、各社によって温度差がある。このようなビジネスモデルが、今後証券会社のあり方として浸透していく可能性があるかどうか、会長の見解を伺いたい。

(鈴木会長)

IFA のような形態は、基本的には証券会社に所属し、証券会社が責任を持つということであり、本協会の持つ自主規制ルールの中で業務が行われているという意味では我々の範囲の中にいるので、それほど心配していない。

このような形態は、普通の対面証券が採用するのかということについてはどうかと思うが、ネット証券では、バーチャルでなくリアルな部分として採用していこうという考え方はあるのだと思う。

(記者)

コミッション型ではなく、フィー型という収入形態についてはどうか。

(鈴木会長)

コミッション型はどうしても手数料ということになるので、預り資産残高に応じたフィーを取るというのは、今後の考え方としては、

メイクセンスだと思う。

(記者)

外為法の改正案について、前回の記者会見においても質疑があったが、その後財務省のFAQが公表され、衆議院を通過し、間もなく参議院も通過するかという状況である。ただ、市場や外国人投資家の中ではまだ色々な懸念があり、これから制限等に向かっていく中で多くの要望が上がってくるかと思うが、特にどのような点を求めたいか、会長の見解を伺いたい。

(鈴木会長)

今回の改正は、基本的には国家の安全保障上重要な技術の流出防止を目的としており、当然のことではあるが、このようなことが適切な形で行われるということは重要であると思う。

しかし、ご指摘のとおり、市場関係者の中には色々な懸念がある。特に外資系の証券会社は、トレーディングの都度報告しなければいけないとなれば、通常業務の遂行が困難になるという懸念があるので、その点については問題ないという保証をいただきたい。また、外国人投資家の日本株への投資を委縮させてしまうのではないかという問題も当然ある。

外国人投資家による日本株への投資の大幅な減少は、株式市場、金融市場、ひいては日本の経済に影響を与えかねないという部分があるので、我々としては、業者や市場関係者の懸念が濃厚であり、各方面で万全を期していただきたいという声について、十分ご配慮をいただきたいということを申し上げている。

現在のところ、このような市場関係者の声について多くの検討をいただいており、英語での情報も発信されていて、当局を含めた関係各所の皆さんには多大なる尽力をいただいている。本改正については今後、詳細に議論が行われると思うが、引き続き市場関係者の声に配慮いただき、規制範囲を必要最小限に絞った上で、法改正を行っていただきたいと思っている。

(記者)

金融審議会が求めている指数の見直しについて、実際に TOPIX の

使い勝手が悪い、あるいは TOPIX に代わる新しい指数が必要であるなど、会長の見解を伺いたい。

(鈴木会長)

新しい指数の必要性はあると思っている。ただ、先ほども申し上げたとおり、既にマーケットには TOPIX を前提に作られた投信を含めて、多くの商品が存在することに留意していただきたい。TOPIX を前提に作っている沢山の商品がなくなるまでは当然使い続ける必要性があることを考えると、TOPIX そのものを廃止してしまうのは、そう簡単ではない。新しい指数として、200 なり 300 なりの銘柄で考えるというのは、それはそれで問題ないと思っている。

(記者)

東証は、他に TOPIX70 や TOPIX30 がある、と言っているが、これらのあまり使われていない指数についてはどう考えているのか。

(鈴木会長)

皆さんの頭に入っているのは日経平均なので、日経平均がよく使われている。TOPIX は加重平均されており、日経平均のような単純平均ではないので、ある一部の数銘柄が買われると 100 円、200 円も上がるといったことが起こらないという意味では安定性がある。投信を含め、TOPIX に絡むものは沢山あると感じている。

一方で、ほとんど取引がない銘柄も入っている指数なので、今の TOPIX は使い勝手が悪いというのも理解できる。したがって、プレミアムな銘柄について新しい指数を作ることには意味があると思う。ただ、日経平均のイメージが頭にあり、そちらの方が使い勝手が良いという部分はどうしても避けられないだろう。

(記者)

証券会社のビジネスモデルについて、決算もあまり良くなく、委託手数料があまり入ってこないという中で、規模がある程度大きい証券会社であれば、異業種と組むということはあっても、規模の小さい会社はどうやって生き残っていくのか。会長の考えを伺いたい。

(鈴木会長)

ご指摘のとおり、大手5社は色々ある中で黒字を計上しているわけだが、財務局の監理にある証券会社のうち赤字会社は5割以上になっていると想定され、そのような状況であるということは、ビジネスモデルの転換がそう簡単にはいかないであろうということだと私も想像できる。

地方の証券会社はこれまではどちらかというところ、素封家を主力の顧客として活動してきた部分があることは否めない。その顧客が高齢化してきた中で、中々手数料が稼げないということは確かにあると思うが、やはり地元に着した形で、やっていくことはできると思う。その際に重要なのはコストを下げることである。これは、対面の証券会社は装置産業のようなもので、損益分岐点が比較的高いということがあって、トップラインがそれほど伸びない中で、ボトムラインを上げて利益を出していこうとすると、コストを下げなければならぬわけである。その意味で、本協会も現在コストとなっているものを減らすことができるのではないかと検討している。すぐには難しいかもしれないが、例えば、取引残高報告書ひとつとっても、銀行は「いくら預かっている」という通知をしないが、証券会社は「今あなたの預りはいくらである」という通知を送らなければならない。それも全顧客に対して送るので、コストとしては大きい。コスト削減を目指し、そのような細かいところも当局を含めて検討していくことによって、地元に着した形でのビジネスが全くできないのかということ、そういうことはないと思う。さらに、個人の金融資産に占めている有価証券の割合は15%程度しかないわけだから、地方で人口が減るといっても顧客としてはまだまだいる。銀行で預かっているお金と比べれば証券会社で預かっているお金は微々たるものだから、全くビジネスが成り立たないとは思っていない。

(記者)

ある種のプラットフォームを作り、証券会社に必要な機能をまとめて提供する企業も出てきているが、このような業態もポジティブに受け止めているのか。

(鈴木会長)

我々の目的は、やはり投資家保護が基本であるので、それがきちんと守られているのであれば、どのようなことであっても私は良いと思っている。本協会のルールに従ってやっていくのであれば、どのような形でも、証券会社あるいは類するものがあったとしても全然おかしくないと思う。ただし、本協会のルールをきちんと守ってもらわなければならない。

(記者)

証券会社が異業種との連携を重ねることで、ひとつのプラットフォームのような形になっていくことが将来あり得る場合に、協会のルールを守ってもらうことが難しくなってしまう可能性はないのか。

(鈴木会長)

現在、金融審議会では金融サービス仲介法制が検討されており、一つの所で、証券、保険、銀行、すべての分野をできるようにしようということについて議論されている。証券に絡む話では、仲介業者がいて、その仲介業者は証券会社と繋がっており、問題が起こればその証券会社の責任であり、コンプライアンスについても全部その証券会社が責任を負っているわけである。

しかし、どこの業界にも所属しないものを作ろうという話も少し出ているので、そのようなことになれば本協会のルールと全く違うところで動く可能性がゼロではなく、私はいくらなんでもおかしいのではないかと思っており、もちろん商品の制限はあると思うが、少なくともイコールフットイングの中でやっていただきたいと考えている。皆さんもそのところは厳しく見ていただきたい。

(記者)

JPアセット証券の処分に対するご所感をお伺いしたい。

(鈴木会長)

このような問題は起こる度に、我々が一生懸命にやってきている

部分、本協会を含めて証券界全体に大きな影響のある違反だと思っている。この JP アセット証券に関しては、顧客 1 名に特別の利益を提供したということであるが、経営陣が関与しているため、滅多にないが会社を処分するという形にしている。過怠金は 1,000 万円は、この会社の資本金が 2 億数千万円台であることに鑑みると、会社規模に対して金額的には大きいと思う。過去の処分で全く同じものはないが、類した事例で判断しているので、処分としては十分なものなのではないかと思う。ただ、このような行為がまだ行われているということについては、非常に悲しい思いである。

(記者)

先ほど PTS についての質問について、現時点で事実関係を把握していないが、個人投資家が一方的に不利益を被るということがあってはならないという話であったが、今後、協会として事実関係について調査する予定はあるのか。

(鈴木会長)

今のところは未定である。ただ、アメリカにおいても、HFT とそうでないところでは不公平ではないかという議論は起きている。その中で、今回は個人投資家の注文、板が瞬間的に見えたということで、それはいくら何でも良くない、ということである。

(記者)

時節柄、税制の改正について纏める時期に差し掛かっているが、地方の証券会社は対面も含めて、地方のお金が東京に集中してしまうことや、相続の問題等がある中で、マイナス金利等政策面で業界各社に厳しい面が強いられている部分もあると思うが、税制面でどういったことを工夫したいかというところがあれば教えていただきたい。

(岳野副会長・専務理事)

今年度の税制改正要望については、9月の記者会見で説明させていただいている。地方の証券会社にとって特にそうであると言えるかどうかということではあるが、証券会社にとって共通の課題は資産承継や相続のところである。相続税の評価等の扱いが他の資産と

比べて平等ではないという観点から、相続前後の株離れが起きていると考えているが、地方の証券会社にとってこの影響は大きいのかなと思っている。

それから、NISA 関係の要望も長らく行っているが、NISA については小口の投資家ということで、地方の証券会社にとって正面からの顧客ではない面もあるが、我々の調査では、最近の新規の投資家の約半分は NISA で入ってきている。NISA 制度の恒久化によって、我が国の投資家のすそ野が広がっていくということは、証券界全体にとってプラス、証券界のビジネスにとってもプラスになる。NISA はもともと家計の安定的な資産形成のために実施しているわけであるが、証券界のビジネスとしても将来的にプラスになると思っているところである。

(鈴木会長)

一般 NISA は約 1,300 万口座あり、来年から口座開設期間が 4 年になってしまうので、こちらの延長も強く要望しているところである。そして一般 NISA の利用者は資産の多い高齢者が中心だという話もあるが、我々の調査結果では、一般 NISA を利用される方も 20 代から 40 代で 5 割を超えている状況であり、一般 NISA も若い層にも浸透しつつあるという意味で、両方の NISA 制度そのものの存続を強く要望している。

以 上